

確認申請が必要な建築物

法6条1項 各号の区分	建築物の種別	規模	審査 行政庁	省略制度	工事種別	区域	審査 期間	省工ネ 適判
1号	倉庫・車庫・共同住宅・ 店舗・病院・ホテル等の 特殊建築物	その用途の 延べ床面積が 200㎡ を超えるもの	北海道	無し	新築・増築 改築・移転 大規模な修繕 大規模な模様替	全区域	35日 以内	必要
2号	1号建築物以外で 木造 の建築物	階数が 3 以上、 延べ床面積が 300㎡ を超えるもの	北海道	無し				
		階数が 2 以下、 延べ床面積が 300㎡以下 のもの	士別市	書類省略 有り				
	1号建築物以外で 木造以外 の建築物	階数が 2 以上 または 延べ床面積が 200㎡ を超えるもの	北海道	無し				
3号	平屋かつ延べ床面積が 200㎡以下 のもの		士別市	審査省略 有り	新築・増築 改築・移転	都市計画区域	7日 以内	不要 ※省工ネ基準への 適合義務は有り。

北海道：北海道建設部住宅局建築指導課

士別市：士別市建設環境部建築課建築係

※確認済証交付前の工事着手はできません。

※都市計画区域外で3号規模の建築物は確認申請は必要ありません。

※建築物の用途を変更して1号建築物に該当する場合には、用途変更の確認申請が必要になります。

（変更前の用途と類似した用途に変更する場合は確認申請を要しない場合があります）